

各地域包括支援センター設置法人代表者各位

健康福祉局高齢在宅支援課長

介護予防ケアマネジメント(ケアマネジメント C)における報酬の新設について(通知)

令和6年度地域支援事業実施要綱等の改正にあたり、「介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防ケアマネジメント(第1号介護予防支援事業)の実施及び介護予防手帳の活用について」(平成 27 年 6 月 5 日老振発 0605 第1号厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課長通知)(以下、介護予防ケアマネジメントに関する通知)についても一部改正がありました。通知の改正を受け、令和8年度に介護予防ケアマネジメント(ケアマネジメント C)の報酬を新設します。つきましては、貴センター職員への周知をお願いいたします。

1 介護予防ケアマネジメント(ケアマネジメント C)の報酬新設の背景

介護予防ケアマネジメントに関する通知には、「介護予防ケアマネジメントは、介護予防の取組を生活の中に取り入れ、自ら実施、評価できるよう支援する」とされています。その中でケアマネジメント C においては、高齢者の地域での自立した日常生活の継続の視点に立った選択を支援するため目標指向型のケアマネジメントを評価するとして、報酬を設定することが可能とされました。

これを受けて、横浜市においても自立に資する介護予防ケアマネジメントを推進するため、ケアマネジメント C の報酬を新設します。

2 ケアマネジメント C に新設される報酬について

(1)から(3)の報酬は重複して算定ができません。複数に該当する支援を行った場合でも、算定できる報酬は1つです。なお、介護予防ケアマネジメント費との同時算定はできません。

詳細な算定要件や単位数については別紙1を参照してください。

- (1) ケアマネジメント C 社会参加促進報酬
- (2) ケアマネジメント C アウトリーチ報酬
- (3) ケアマネジメント C リハビリテーション専門職連携等報酬

3 算定開始日

令和8年4月1日

健康福祉局高齢在宅支援課

担当:田中、田島、望月

電話:671-2405 FAX:550-3612

メール:kf-youboucm@city.yokohama.lg.jp

介護予防ケアマネジメント(ケアマネジメントC)における報酬の新設について

1 報酬新設の趣旨

高齢者の地域での自立した日常生活の継続の視点に立った選択を支援するため目標指向型のケアマネジメントを評価するとして、ケアマネジメントCの報酬を新設します。

2 ケアマネジメントCについて

主にアセスメント(課題分析)の結果、初回のみ介護予防ケアマネジメントとして実施し、サービス・活動Bやその他生活支援サービスを利用する場合のケアマネジメントで、給付管理はありません。

※詳細な手順や様式については、介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務指針をご確認ください。

(1) 実施主体

地域包括支援センター(居宅介護支援事業所への委託はできません)

(2) 現行の報酬

・初回の介護予防ケアマネジメント(アセスメントから計画策定)に対して442単位

・初回以降は、前回の算定から1年経過し、計画の見直しを行うことで算定可能

3 ケアマネジメントCに新設される報酬の詳細について

(1)から(3)のうち、1月につき1つの報酬算定ができます。複数に該当する支援を行った場合でも算定できる報酬は1つです。請求に係るサービスコードは3月末頃に別途お知らせします。

(1) ケアマネジメントC 社会参加促進報酬

ア 報酬の内容

適切な専門職の介入を通じた、要支援者および事業対象者(以下、要支援者等)の社会参加の継続を支援するための取組を評価するもの。

イ 単位数

300単位(1月につき)

ウ 算定条件

以下の(ア)または(イ)のいずれかの支援を行い、支援内容を経過記録に記載すること。

(ア) 本人宅や通いの場などに訪問して本人に会い、活動への参加状況や生活状況を確認し、参加継続のための助言や、参加意欲を維持するための働きかけを行う。

(イ) 本人が参加する通いの場等に訪問し、活動団体の支援者への聞き取りにて、活動への参加状況や生活状況を共有し、参加意欲を維持するための助言を行う。

(2) ケアマネジメントC アウトリーチ報酬

ア 報酬の内容

地域で孤立する、または孤立の恐れがある要支援者等を、自立した日常生活を支援するための多様な活動につなげるためのアウトリーチなどの取組を評価するもの。

イ 単位数

300 単位(1 月につき)

ウ 算定条件

以下の(ア)～(ウ)のいずれかの支援を行った場合に、最大年 6 回まで※算定できる。支援内容については経過記録に記載すること。

※(ア)～(ウ)の支援を行った初月を1月目として、12か月間のうち6回まで

(ア) 本人宅に訪問し、本人または親族等に生活状況や身体状況の確認を行う。

(イ) 本人宅を訪問し、本人に対して活動やサービスの利用の動機付けや参加意欲向上のための働きかけ等を行う。

(ウ) 本人とともに地域活動やサービスの見学に同行する。

(3) ケアマネジメント C リハビリテーション専門職連携等報酬

ア 報酬の内容

地域包括支援センター職員が、地域リハビリテーション専門職(理学療法士、作業療法士、言語聴覚士)の助言を受けて、アセスメントを行った上で、要支援者等の目標を実現するための介護予防ケアマネジメントを実施することを評価するもの。

イ 単位数

442 単位(年 1 回)

ウ 算定条件

以下の(ア)、(イ)の一連の支援を行った場合に算定できる。支援内容やアセスメントについては経過記録に記載すること。

(ア) リハビリテーション専門職とともに、本人宅に訪問しアセスメントを行う。

(イ) リハビリテーション専門職の助言を受けて、目標や取組の検討を本人とともにに行い、計画(ケアマネジメント C 専用書式)を本人が作成することを支援する。

エ リハビリテーション専門職の派遣方法

地域リハビリテーション活動支援事業を活用してリハビリテーション専門職を派遣します。派遣を希望する場合には、対象者の地区を担当する区高齢・障害支援課の保健師に派遣の相談をしてください。

4 報酬算定の例

<要支援1、サービス・活動 B 利用中のケアマネジメント C の例>

月	支援内容	算定報酬
令和7年 8月	ケアマネジメント C の初回実施。本人といきいきプランを作成し、サービス・活動 B の利用を開始する。	初回のみ のケアマネジメント費
令和8年 5月	利用中の団体(サービス・活動 B)を訪問。本人に体調や活動内容を聞き取りし、休まず通えていることを確認する。膝	ケアマネジメント C 社会参加促進報酬

	の痛みがあるが、無理のない範囲で体操することを伝えた。	
6月	利用中の団体(サービス・活動 B)を訪問。本人、団体のスタッフと活動の様子、生活の困り事の有無を共有する。気温の高い日が続いていたため、熱中症予防について伝えた。	ケアマネジメント C 社会参加促進報酬
7月	暑さで体調を崩し、休みがちになっていることを団体から連絡を受けたため、本人宅に訪問。自宅内での生活は大きな支障がないことを確認し、室内で出来る体操に取り組むことを提案した。	ケアマネジメント C アウトリーチ等報酬
8月	前回の計画作成から12か月経過したため、計画の見直しを本人とともに行う。リハビリテーション職の派遣を利用し、通所の再開に向けての助言や、取組内容についてリハ職からの提案をいただき、新たな計画を本人とともに作成した。	ケアマネジメント C リハビリテーション専門 職連携等報酬 初回のみケアマネジメント費
9月	一人での外出の不安があるため、自宅から活動場所まで同行した。活動中や帰宅の際にも水分補給を忘れないよう伝えた。	ケアマネジメント C アウトリーチ等報酬

5 参考資料

(1)介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務指針

<横浜市ホームページ>

https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/fukushi-kaigo/kaigo/shinsei/service/henkou_unei/kaigo-yobou.files/0190_20250526.pdf

※上記の内容を盛り込んだ指針(第12版)を3月末頃に横浜市ホームページに掲載します。

(2)【動画】介護予防ケアマネジメント報酬の新設について

新設される報酬やケアマネジメント C について動画で説明しています。参考にご覧ください。

<You Tube 限定公開>

<https://youtu.be/hzv8pVcic4k>



健康福祉局高齢在宅支援課

担当:田中、田島、望月

電話:671-2405 FAX:550-3612

メール:kf-yoboucm@city.yokohama.lg.jp